

クラブ室管理使用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、課外活動の場として、大学が学生に対し貸与するクラブ室の管理および使用についての必要な事項を定める。

(使用資格)

第2条 クラブ室を使用できるのものは、本学の公認団体として認定されたクラブに限る。

(使用手続き)

第3条 クラブ室を使用するクラブは、毎年所定の活動状況報告書および構成員名簿を学生部長に提出しなければならない。

(使用許可)

第4条 学生部長は、前条の提出があったときは、学長の承認を得てその使用を許可するものとする。

(使用期間および更新)

第5条 クラブ室の使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。なお、引き続き使用する場合は、毎年3月31日までに第3条の手続きをしなければならない。

(クラブ室および建物の管理)

第6条 クラブ室およびその建物の管理は、大学が行う。

2 部室内は、クラブの自主的責任で管理し、部室管理責任者には、クラブの部長またはクラブの責任者があたる。

(鍵の管理)

第7条 クラブ室の鍵は、学生課長が管理し、クラブ室使用時間内は、クラブ室管理責任者に貸与・委任する。

(火元責任者)

第8条 クラブ室の火元責任者は、学生課長とする。

2 クラブ室管理責任者は、大学が実施する防災訓練および施設、設備の保守点検に立ち会わなければならない。

(使用休止日)

第9条 クラブ室の使用休止日は次のとおりとする。

1. 日曜日
2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日
3. 学院創立記念日
4. 夏季休業日（8月13日から8月15日まで）
5. 冬季休業日（12月28日から1月4日まで）
6. キリスト降誕日

2 前項以外に大学が特に使用を制限した日は使用できないものとする。

3 第1項第1号から第3号までの休日で、学長が特に必要と認める場合は、所定の手続きを経て使用することが出来る。

(クラブ室の使用時間)

第 10 条 クラブ室の使用時間は、原則として 8 時 5 0 分から 2 1 時までとする。

2 前項の時間以外に使用しようとする場合は、学生課まで届け出て許可を受けなければならない。

(クラブ室使用上の遵守事項)

第 11 条 クラブ室の使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

1. クラブ室を課外活動目的以外に使用しないこと。
2. クラブ室内で飲酒しないこと。
3. クラブ室へ火気その他危険物を持ち込まないこと。
4. クラブ室へ許可なく電気器具類を持ち込まないこと。
5. クラブ室を使用しないときは、盗難予防のため必ず施錠すること。
6. 盗難その他事故が発生した場合、クラブ室管理責任者は、直ちにその旨を学生課に届け出ること。
7. クラブ室等施設、設備が破損した場合、クラブ室管理責任者は、直ちにその旨を学生課に届け出ること。
8. クラブ室管理責任者は、クラブ室に清掃用具を備え付け、常にクラブ室内の整理・整頓および美化に心がけること。
9. クラブ室においては宿泊しないこと。

(使用禁止と制限)

第 12 条 本規程に違反した場合、大学はクラブ室の使用を禁止し、またはその使用許可を取り消すことができる。

(賠償)

第 13 条 クラブ室の施設、備品、器材などを破損、滅失したときは、使用者はこれを賠償しなければならない。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、学生委員会の提言により、学長が行うものとする。

付 則

この規程は、2001年(平成13年)4月1日から施行する。

この規程は、2015年(平成27年)4月1日から施行する。